

# 株式会社会計における2つの資本概念

—資本金概念と払込資本概念—

一橋大学大学院  
商学研究科博士後期課程

石川 業

## 序

制度的な株式会社会計には、資本金概念と払込資本概念という2つの資本概念がある。現行商法においては、資本金額の原則的算定方法として、払込価額主義が採用されているとするのが通説的な考え方である<sup>注(1)</sup>。これにしたがえば、原則として資本金と払込資本は同額となる。しかし実際には、資本金額の原則的算定方法によっても、資本金額と払込資本額とは異なることがある。このことから、資本金概念と払込資本概念とは現行商法においてもなお異なると思われるのである。

本稿は、次に示す目次にしたがって、株式会社会計における資本金概念と払込資本概念の違いを明らかにする。

1. 会社の立場と株主の立場
2. 発起設立にみる2つの立場
3. 募集設立にみる2つの立場
4. 通常の新株発行にみる2つの立場
5. 資本概念をめぐる4つの価額概念の関係
6. 資本金額と払込資本額との差額  
—引受差額—

## 7. 資本金概念

(1)本来の意味—昭和25年改正前商法—

(2)本来の意味の喪失傾向

—昭和25年改正後商法—

## 8. 払込資本概念

### 1. 会社の立場と株主の立場

わが国において大正時代に展開された株式プレミアム論争<sup>注(2)</sup>は、株式会社会計における2つの資本概念についての理解を深めるうえで大いに参考になる。株式プレミアム論争は、わが国商法で「株式会社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス」として資本金額が株式の額面価額に分かたれていた時代に繰り広げられた、株式の額面価額を超えて払い込まれた額面超過額（いわゆる株式プレミアム）の性格をめぐる論争である。

会社にとっての資本は法定の資本金（額面価額総額）であって、それを超えて払い込まれた額面超過額は利益であると主張したのが、プレミアム利益説である<sup>注(3)</sup>。他方、株主にとっての資本は払込資本（株主が払い込んだ資金額）であって、額面価額も額面超過額も株主が払い込

んだものであることに変わりはないから、ともに資本であると主張したのが、プレミアム資本説である注(4)。このような2つの資本概念の対立すなわち株式プレミアム論争は、会社の立場と株主の立場の対立であるとみられることがあった注(5)。

払込資本が株主の立場からの資本概念であるとするプレミアム資本説は明解である。他方で、資本金が会社の立場からの資本概念であるというプレミアム利益説の主張も、商法規定を検討すると、あながち間違いとはいえないことがわかる。結果として、株式プレミアム論争を会社の立場と株主の立場の対立であるとする見方も成り立ちうると考えられるのである。

会社の立場と株主の立場という2つの立場注(6)は、商法上、会社設立時と会社設立後とを問わず、財産の払込を伴う株式発行に際して資本金額が決定されるときに顕在化する。そこで以下では、まず、商法規定にもとづいて資本概念をめぐる2つの立場の存在を明らかにする。

## 2. 発起設立にみる2つの立場

株式会社の設立者たる発起人は、株式会社を設立するために定款を作成しなければならない(165条)。この定款には、会社が発行を授権される株式の総数、会社の設立に際して発行する株式の総数等の事項を記載することを要する(166条1項)。発起人はまた、会社の設立に際して発行する株式の「発行価額」および「発行価額」中資本金に組み入れない額等の事項のうち、定款に記載のないものについては、発起人全員の同意をもってこれを決定する(168条ノ2)。

発起人は、書面または電磁的方法によって少なくとも1株を引き受けなければならない

(169条)。発起設立(発行する株式の総数を発起人が引き受けて会社を設立する方法)の場合には、各発起人は遅滞なく、引き受けた各株についての「発行価額」全額を払い込まなければならない(170条1項)。

ここに示した規定の内容から次のことが読み取れる。それは、発起人は、一方で株式の引受を求めてその対価を受領する立場すなわち会社の立場に立ち、他方で株式を引き受けてその対価を払い込む立場すなわち株主の立場にも立っている、ということである。

さらに注目すべきは、会社の設立に際して、発起人が決定する株式の「発行価額」と、同じく発起人がその払い込みを引き受ける株式の「発行価額」との2つの発行価額が同じであるか否かについてである。前者の「発行価額」は予定発行価額であると解するのが、商法学における多数説である注(7)。後者の「発行価額」は、「現実に株式が発行された価額注(8)」すなわち実際発行価額であり、これは見方を変えれば「株式引受人たる発起人が現実に株式の引受をした価額注(9)」すなわち実際引受価額でも考えられている。

発起人が定款に記載した(定款に記載のない場合には発起人全員の同意をもって決定した)株式の予定発行価額に対して、実際にそれを超える価額で発起人自身が株式の引受および財産の払込を行うことは想定しにくい。しかし、予定発行価額と実際引受価額は、その間に実際に差額が発生しうるか否かについてはさておき注(10)、概念としては異なる立場からの異なる価額概念であると考えられる。

## 3. 募集設立にみる2つの立場

発起設立の場合にみられた、会社の立場と株

主の立場は、募集設立の場合により明白になる。

発起人は、募集設立（発行する株式の総数を発起人が引き受けずに会社を設立する方法）の場合に、発起人以外の株主を募集しなければならず（174条）、また、そのために株式申込証<sup>注(11)</sup>を作成しなければならない（175条2項）<sup>注(12)</sup>。この株式申込証には、会社の設立に際して発行する株式の総数、また、すでに定款に記載された（定款に記載がない場合には発起人全員の間で同意が得られた）会社の設立に際して発行する株式の「発行価額」および「発行価額」中資本金に組み入れない額等の事項を記載しなければならない（175条2項、166条1項、168条ノ2）。

他方で、株式引受の申込をする者（株式申込人）は、株式申込証に、引き受けようとする株式の数および「引受価額」等の事項を記載しなければならない（175条1項、3項）。

これらの規定から商法上、株式会社の募集設立に際して、株式申込証作成人の立場（会社の立場）と株式申込人の立場（株主の立場）が存在していることが明らかである。

その2つの立場は、商法の条文における「発行価額」と「引受価額」という文言の使い分けによくあらわれている。商法学上の多数説は、株式申込証作成人の立場から株式申込証に記載される「発行価額」とは予定発行価額であり<sup>注(13)</sup>、株式申込人がそれに記載する「引受価額」とは希望引受価額であるとしている<sup>注(14)</sup>。これらの価額は明らかに、異なる立場からの異なる価額概念である。

#### 4. 通常の新株発行にみる2つの立場

会社の立場と株主の立場は、会社設立後の資本金額増加の場合にもみられる。資本金額の増

加についてはいくつかの方法があるが、ここでは財産の払込を伴う株式発行を通じての資本金額増加、いわゆる通常の新株発行の場合を取り上げる。というのも、通常の新株発行は、実際に財産の払込を伴う資本金額増加方法の典型であり、それによって資本金額と払込資本額が同時に増加するため、資本金概念と払込資本概念とを比較するための材料として最適と考えられるからである。

まずは、検討に必要な規定の内容を概観する。

会社の設立後、新株を発行するに際して取締役は、株式引受募集のための株式申込証を作成する場合に、すでに定款に定められた（定款に定めのない場合には取締役会が決定した）新株の数、「発行価額」および「発行価額」中資本金に組み入れない額等の事項を記載しなければならない（280条ノ6第1項、280条ノ2第1項）。

他方で、株式申込人は、株式申込証が作成される場合には株式申込証に、引き受けようとする株式の数および「引受価額」等の事項を記載しなければならない（280条ノ14、175条1項、3項）。

株式申込証が作成されない場合であっても、証書または電磁的記録による契約をもって、上記と同等の手続がとられることになる（280条ノ6第2項）<sup>注(15)</sup>。なお、以下では、株式申込証が作成される場合を想定していく。

以上から、商法上、会社の設立後における通常の新株発行に際して、株式申込証作成人の立場（会社の立場）と株式申込人の立場（株主の立場）の2つの立場が存在していることが明らかである。

募集設立の場合と同じように、株式申込証作成人の立場から提示される「発行価額」が予定発行価額であり<sup>注(16)</sup>、株式申込人の立場から提

示される「引受価額」が希望引受価額であると解するのが商法学上の多数説である注17)。

## 5. 資本概念をめぐる4つの価額概念の関係

これまで登場してきた、予定発行価額、実際発行価額、希望引受価額および実際引受価額の4つの価額概念の関係をまとめてみる。

まず、予定発行価額と希望引受価額との関係である。予定発行価額を上回る希望引受価額の提示、および、そのような希望引受価額での株式の割当(引受)は認められるとするのが多数説である注18)。すなわち、多数説は、株式の予定発行価額と希望引受価額とに差額が生じうるとする注19) (予定発行価額 $\leq$ 希望引受価額)。

発起設立を取り上げた際に登場した実際発行価額および実際引受価額は、募集設立や会社設立後の通常の新株発行に際しても登場する。募集設立に際して株式の割当(引受)が確定したとき、発起人は、株式引受人に対して遅滞なく各株について、その「発行価額」全額の払込をなさしめる(177条1項)。また、新株の発行に際して株式の割当(引受)が確定したとき、株式引受人は、払込期日に各株について、その「発行価額」全額の払込をしなければならない(280条ノ7)。これらの場合の「発行価額」は実際発行価額である注20)。他方、株式申込人(株式引受人)は、割り当てられた株式の数に応じて払込を行う義務を負い(176条、280条ノ14)、その義務は有する株式の「引受価額」が限度とされている(200条)。この場合の「引受価額」は実際引受価額である注21)。発起設立の場合もそうであったが、ここで示した条文をみてもやはり、実際発行価額と実際引受価額は同額であり、同じものを別の2つの立場から表現したものに過ぎないと考えられなければならない(実

際発行価額=実際引受価額)。

すでに述べたとおり、株式の割当(引受)は、予定発行価額をもってではなく、それを超える額の希望引受価額そのものに対して行われてよいとするのが多数説である。したがって、予定発行価額が実際発行価額になるとはかぎらない(予定発行価額 $\leq$ 実際発行価額)。また、予定発行価額を超える希望引受価額が提示されている場合の株式割当(引受)は、理論上、予定発行価額超・希望引受価額未満の価額をもってなされてもよいわけであるから、常に希望引受価額が実際引受価額になるとはかぎらない注22) (実際引受価額 $\leq$ 希望引受価額)。

多数説にしたがい、株式割当(引受)が認められるための条件を考慮したうえで、4つの価額の関係を示せば、次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{予定発行価額} &\leq \text{実際発行価額} \\ &= \text{実際引受価額} \leq \text{希望引受価額} \end{aligned}$$

以下の論述においては、この関係が前提とされる。

## 6. 資本金額と払込資本額との差額

——引受差額——

ここまでは、商法の規定から、資本概念をめぐる2つの立場の存在、そしてそれぞれの立場からの概念的に異なる4つの価額の存在および関係を明らかにすることにあえて徹してきた。ここに至って、具体的に4つの価額概念が2つの資本概念とどのような関係にあるかについて説明するための材料が揃ったといえる。

資本金額算定方法についての商法規定をみてみたい。商法第284条ノ2第1項は、「会社ノ資本ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」と規定しており、「発行済株式ノ発行価額ノ総額」が資本金の原則的金額である。また、同条第2項は、「株式

ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得」と定めており、これは資本金の例外的金額にかかわる。

第284条ノ2にいう「発行価額」の意味が問題であるが、これは実際発行価額ではなくて予定発行価額であるとするのが商法学上の多数説である<sup>注23</sup>。実際発行価額はその意味から、払込資本額に直結する価額概念であるが、予定発行価額はそうではない。結局、商法学における支配的な考え方に沿うかぎり、たとえ資本金額の原則的算定方法を採用したとしても、資本金額は払込資本額と異なりうる<sup>注24</sup>。序で述べたとおり、第284条ノ2第1項を根拠にして、商法上の資本金額の原則的算定方法は払込価額主義であるとするのが通説的解釈であるが、上に述べたような解釈も可能である。

資本金額に組み入れられる予定発行価額と払込資本額となる実際発行価額（実際引受価額）との差額は、引受差額と呼ばれる<sup>注25</sup>。このような引受差額が発生するのは、そもそも資本概念をめぐる2つの立場が存在するからであるが、それは実は、わが国初期商法以来のことである。

そこで、次に、わが国初期商法における、資本概念をめぐる2つの立場の存在、資本金額と払込資本額との差額の存在、そして2つの資本概念の違いを明らかにする。検討の範囲をわが国初期商法にまで広げるのは、2つの資本概念のルーツを探る意味もあるが、とくに資本金概念には、ある時点を境に変容があったことを明らかにするためでもある。

## 7. 資本金概念

### (1) 本来の意味—昭和25年改正前商法—

現行商法の基である明治32年商法における募

集設立に関する規定のうち、資本概念をめぐる2つの立場が存在することを示す規定をみてみたい（本節で示す条項数は、とくにことわりのないかぎり、明治32年商法におけるものである）<sup>注26</sup>。

発起人は、募集設立の場合に、発起人以外の株主を募集しなければならず（125条）、また、そのために株式申込証を作成しなければならない（126条2項）。この株式申込証には、資本の額、一株の金額（額面価額）および株式をその額面を超える価額をもって発行をなしうる場合にはその旨<sup>注27</sup>等の事項を記載しなければならない（126条2項、120条、122条）。

他方で、株式申込人は、株式申込証に、引き受けようとする株式の数、また、株式が額面を超える価額をもって発行されうる場合には、引き受けようとする株式についての「引受価額」等の事項を記載しなければならない（126条1項、3項）。

上に示した規定の内容をみるかぎり、株式申込証作成人の立場（会社の立場）から株式の予定発行価額は提示されないようにみえるが、実はそうではなく、それはすでに株式の額面価額をもって提示されていると解されるのである。その根拠は次のとおりである。

資本金額というものは、まず、会社の立場から当初<sup>注28</sup>必要とされる資金額として決定され<sup>注29</sup>、次に、その額が株式に分かたれることにより（143条）、個々の資本主に引き受けてもらふべき株式の額面価額が生ずる。このように考えると、会社の立場からは、株式の予定発行価額は額面価額で充分なはずである。上に示したとおり、明治32年商法においては、額面価額は株式申込証に記載されなければならない。したがって、商法上、株式の額面価額そのものに、株式申込証作成人の立場から提示される株式の予定発行価額の役割が担わされていたと解され

るのである。

このような解釈は、たとえば、現行商法においては会社の設立に際して発行する株式に関してその予定発行価額を定めることを指示する規定（現行商法168条ノ2）が存在するが、明治32年商法にはそのような規定が存在しないことによって裏づけられる。予定発行価額はすでに額面価額として決定されているから、あらためてそのような規定を設ける必要がないのである。

ここに述べたことは、現行商法第284条ノ2第1項「会社ノ資本ハ……発行済株式ノ発行価額ノ総額トス」という規定中の「発行価額」を、実際発行価額ではなくて予定発行価額であるとする商法学上の多数説に対しての、私なりの支持表明である。わが国商法は伝統的あるいは本来的に、資本金額を会社の立場から提示される予定発行価額の総額と結びつけてきたのである。現行商法第284条ノ2第1項の「発行価額」を予定発行価額と解する根拠はほかにもある<sup>注⑧9</sup>であろうが、私が同「発行価額」を予定発行価額と解する根拠は、上に示したとおりである。

他方、株式申込人の立場（株主の立場）から株式申込証をもって提示される「引受価額」は、それがあくまで株式申込証上の価額であることから、希望引受価額であると解することに問題はないであろう。

株式の額面超過額発行がなされうる場合に希望引受価額は提示されることになるのであるから、額面価額を超える希望引受価額での株式割当（引受）も当然に認められ、それにともなって、予定発行価額（額面価額）と実際発行価額（実際引受価額）との間に差額が生ずることも認められるはずである。そうでなければ、額面超過額は生じなかった<sup>注⑧10</sup>。

明治32年商法における募集設立に係る規定に

についての検討から、株式申込証作成人の立場からの予定発行価額としての額面価額の提示、株式申込人の立場からの額面価額を超える希望引受価額の提示とそれに伴う額面価額を超える実際引受価額（実際発行価額）での株式引受（割当）、といったことがらを確認できた。なお、この募集設立に係る規定は、会社設立後の資本金額増加に伴う株式発行について、類推適用されるという考えがあった<sup>注⑧9</sup>。また、発起設立の場合も、発起人は、一方で資本金額総額および株式の予定発行価額としての株式の額面価額を決定し（120条3号、4号）、他方で株式を引き受ける<sup>注⑧9</sup>。これらのことから、現行商法においてみられた資本概念をめぐる2つの立場は、明治32年商法においてすでに存在したことがわかる。

さらに遡って、わが国最初の商法である明治23年商法においても、株式の申込条件等を目論見書で公告してその引受を募集する（同商法160条）立場と、株式申込簿を用いて株式引受を申し込む（同商法161条1項）立場があり<sup>注⑧4</sup>、資本概念をめぐる2つの立場の存在を確認することができる。なお、明治23年商法においては、株式の額面発行が予定されていた。これは、同商法全体を見渡していえることであり、それを示す証拠として、「株金額<sup>注⑧5</sup>」という語はあっても「発行価額」という語がない。それは、額面価額に予定発行価額としての役割が担わされていたからであると解される。

株式の予定発行価額よりも先に、まず会社の経営に資金がどれだけ必要であるかを考えるのが自然である。商法においてもそのような自然な流れが想定されていることを示していたのが、かつて存在した「株式会社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス」（昭和25年改正前商法199条）という規定であったと解される。この規定

が存在していた明治23年商法から昭和25年改正前商法までは、株式の予定発行価額総額（額面価額総額）が資本金額と等しいのは必然であり例外はない（なお、当初に資本金額が確定した後は、株主の利益消却が可能であった（昭和13年改正前商法151条2項但書，昭和13年改正商法212条2項但書））。

会社が当初必要と判断した資金額である資本金額を定款に記載させることにより、それが分かたれた株式の額面価額の総額（すなわち額面株式の総数）について引受（人）確定を要求する資本確定の原則（総額引受主義）は、明治23年商法から昭和25年改正前商法まで採用されていた。この資本確定の原則が存在することにより、貸借対照表上の資本金の額は会社の立場から当初必要とされた資金額を表わす、ということができるのである。これが、世に会社債権者保護のためといわれる資本金概念の本来の意味であったと解される。

## (2) 本来の意味の喪失傾向—昭和25年改正後商法—

予定発行価額の総額を資本金に組み入れなくてもよいとする資本金額算定の例外的方法は、無額面株式制度が採用された昭和25年改正商法以来のものである。これに関して当時の解説書は、無額面株式の予定発行価額中、どれだけの額を資本金に組み入れさせるかは会社自身に決定させても理論上は問題がない、という趣旨の説明をしていた<sup>注66)</sup>。

このような説明の背景には、無額面株式が、会社の立場から当初必要とされた資金額すなわち資本金額が分割されたところの額面価額をもたないという意味において、本質的には資本金概念と直接的な関係をもたないという認識がある。その証拠に、当時の解説書には「無額面株は無資本（金—石川）に導く<sup>注67)</sup>」の文言が記されている。この文言は、無額面株式発祥の地で

あるアメリカで無額面株式制度を批判したW.W.Cookによるものであり<sup>注68)</sup>、資本金概念と無額面株式の無関係性を端的に表現している。実際、無額面株式制度の採用により「株式会社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス」とする規定が削除され、上に示した資本金額算定についての例外的方法が認められた。額面株式は本来的に資本金概念の存在を前提とするが、無額面株式は資本金概念と無関係に存在しうるのである。

しかし現実には、わが国商法は、無額面株式について予定発行価額を定めさせ、その総額を資本金に組み入れるという資本金額算定方法を原則としてきた。これには評価すべき側面もある。従来、額面価額はすべて均一であることが求められてきた（平成13年改正前商法202条1項）ため、たとえば、会社設立時に額面価額を予定発行価額とした場合、会社設立後に留保利益がある状態で同じ額面価額を予定発行価額としても、それを超える希望引受価額の提示がなされる可能性は高い。それに対して、無額面株式制度の採用がもたらしたことは、株式の時価を考慮した現実的な予定発行価額と資本金額との結びつきであった。

ところが、上述のことを考慮に入れても、昭和25年の商法改正における授權資本制度の採用によって、資本金概念の本来の意味が失われ始めたといわざるをえない。

わが国において採用された授權資本制度は、それまでの資本金額に代えて会社が発行しうる株式総数を定款に掲げさせ、会社設立時にはその一部を、残りは必要に応じて取締役会の決議により、発行することを認めるというものである。当該制度の下では、とくに会社設立後に新株を発行する場合は、その際の予定発行株式数のうち、引受および払込があった数だけ株式を

発行することが認められる注(39)。注目すべきはこのことである。予定発行価額が各株について定められる注(40)以上、少なくとも予定発行株式数のすべてが引き受けられなければ、資本金の額は、会社が当初必要であると判断した資金額を表わす、とはいえないことになる。

明治23年商法以来の資本金概念の本来の意味は、昭和25年改正商法における無額面株式制度および授權資本制度の採用により、失われ始めたのである。

最近では、平成13年6月の商法改正において、額面株式制度が廃止された(199条の削除等)注(41)。資本金額が額面価額に分かたれなくなったとき、額面株式についても予定発行価額を定めることを指示する規定が設けられた(昭和25年改正商法168条ノ2、280条ノ2)。それによって額面価額には、予定発行価額という本来的役割よりもむしろ、予定発行価額および実際発行価額の最低額としての役割が担わされることになっていた注(42)。平成13年6月の商法改正においてはまた、一定の条件を満たせば取締役会は新株の予定発行価額そのものを決定しなくてもよいことになった(280条ノ2第5項の新設)注(43)。予定発行価額なしには、資本金概念の本来の意味を説明できない。

このように資本金概念の本来の意味が失われる傾向が続いている状況下では、昭和25年改正商法以降の会社法の概説書において、株主の会社に対する有限責任を根拠に、株式会社における資本金は、いわば立法政策的な、債権者に対する担保財産を確保するための一定額である、というような説明のみがなされる注(44)のもやむをえないといえよう。さらに、本来の意味を失った資本金概念を中心とした、配当規制(290条1項)等を含む資本制度が債権者保護という観点から役に立たないということになれば、や

がては資本制度とともに資本金概念が消滅する可能性もないとはいえないであろう注(45)。

## 8. 払込資本概念

ここまでの論述から明らかなように、株式会社会計における払込資本概念は、株式引受人が株式を引き受けるために提示した希望引受価額をもとに決定される、株式の実際発行価額あるいは実際引受価額である。それは、会社の立場に立てば、あくまで受動的に払い込まれた資金額であり、会社が当初必要であると判断した株式の予定発行価額総額とは異なることがある。概念的にはこのような性格を有する払込資本をもとにして会社の自己資本利益率の算定等の財務分析が行なわれている、という理解はあってよい。

資本金概念とは異なる払込資本概念についての明確な認識は、すでに明治32年商法にみることができ。同商法は、明治23年商法と異なつて、予定発行価額としての額面価額を超える価額での株式割当(引受)をも予定しているため、額面超過額の取扱に係る規定(同商法第194条)を有する。それによれば、法定準備金の財源である額面超過額は、同じく法定準備金の財源である利益と、条文上、明確に区別されている注(46)。

最近の出来事でいえば、平成13年6月の商法改正において、減資差益の資本準備金項目からの削除等を含む法定準備金制度の改正に関連して、「株主の出資金……は配当原資としないという、いわば所与の前提について、他の債権者保護スキームも視野に入れて、理論上実務上、根本的に見直されることとなる注(47)」とか、「株主の出資金の処分によつて株主がかかわるべきかも含めて、法定準備金制度の意義を再検討すべきであろう注(48)」といった見解が示され

ている。

この見解には、債権者保護の方法は別に考え  
るとして、払込資本の性格に注目すれば、その  
出資者本人である株主の意向次第で資本維持も  
必須ではない、という意味が含まれていると解  
される。払込資本概念の特徴が明確に認識され  
て前に出されると、そういう結論も出てくると  
いうことである。

また、新たに制定された商法施行規則（平成  
14年3月29日公布・4月1日施行）は、資本の部  
を、資本金、資本剰余金および利益剰余金の各  
部に区分することについて定めた（69条1項）  
ことが注目される。この定めは、最近の企業会  
計基準第1号「自己株式および法定準備金の取  
崩等に関する会計基準」（平成14年2月21日、企  
業会計基準委員会）における、払込資本概念を  
念頭に置いた（50-52項）資本の部の区分につ  
いての定め（15項）を反映している。このような  
現状をみるかぎり、株式会社会計における払込  
資本概念は健在である。

本稿の内容をまとめると、次のようになる。

資本金概念は、本来、会社の立場から当初必  
要と判断された資金額を意味していた（昭和25  
年商法改正前）。しかし、後に、資本金概念は、  
株主の会社に対する有限責任を根拠とした、債  
権者に対する担保財産を確保するための一定  
額、という位置づけがなされるようになってい  
る（昭和25年商法改正後）。資本金概念は、本  
来的意味を失い、それ自体が消滅する可能性が  
ある。

他方、株主が払い込んだ資金額を意味する払  
込資本概念は、その内容が明解にして今日なお  
健在である。

注(1) 『会計学大辞典〔第四版増補版〕』中央経  
済社、平成13年、「資本金」の項、510頁（佐藤  
文雄）参照。

注(2) 神戸會計學會編纂『會計學論叢第五集プレ  
ミアム問題』寶文館、大正9年、はこの論争の  
全体像を知るうえで貴重な文献である。また、  
株式プレミアム論争を会計学および法学的に  
検討したものとして、安藤英義「二つの資本概  
念と株式会社本質論」『企業会計』39巻10号  
（1987年10月）がある。

注(3) たとえば、松宮茂「株式募集の際に於ける  
プレミアムに就て」神戸會計學會編纂『會計學  
論叢第一集』寶文館、大正4年所収、は明確に  
プレミアム利益説に立つ。

注(4) たとえば、上田貞次郎「株金のプレミアム  
は利益にあらず」、前掲『會計學論叢第五集』  
所収、は明確にプレミアム資本説に立つ。

注(5) たとえば、溪淵生「プレミアムは資本なり  
や」『法律新聞』1520号（大正8年3月10日発  
行）、第6面、には、株式プレミアム論争が会  
社の立場と株主の立場の対立であるという理解  
が示されている。

注(6) 本稿でその具体的内容が明らかになる「会  
社の立場」と「株主の立場」を、以下では、単  
に「資本概念をめぐる2つの立場」と呼ぶこと  
がある。

注(7) 上柳=鴻=竹内編『新版 注釈会社法(2)株  
式会社の設立』有斐閣、昭和60年、122頁（上  
柳克郎）では、「発行予定価額」と称している。

注(8) 上柳=鴻=竹内編、前掲書、137頁（田中  
昭）。

注(9) 上柳=鴻=竹内編、前掲書、137頁（田中  
昭）。

注(10) 上柳=鴻=竹内編、前掲書、133頁（田中  
昭）参照。

注(11) これは、平成13年11月改正商法において  
「株式申込証ノ用紙」という名称に変更されて  
いるが、本稿においては従来の「株式申込証」  
という名称を用いることにする。

注(12) なお、電磁的な株式申込手続について、第  
175条第5項から第8項までを参照のこと。

注(13) 定款に記載された（定款に記載のない場合  
に発起人全員の同意をもって決定された）「発

行価額」(168条ノ2第2号)すなわち予定発行価額(本稿2節参照)が、株式申込証に記載される(175条2項)わけである。

注(14) 上柳=鴻=竹内編, 前掲書, 197頁(前田重行)参照。同書, 122頁(上柳克郎)では、「引受申出価額」と称している。

注(15) 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説〔上〕」『商事法務』1606号(2001年9月25日), 6頁, および, 原田=江原=太田=濱=郡谷「改正商法の解説」『JICPAジャーナル』561号(2002年4月), 13-14頁参照。

注(16) 上柳=鴻=竹内編『新版 注釈会社法(7)新株の発行』有斐閣, 昭和62年, 27-28頁(森本滋)参照。

注(17) 募集設立に係る規定(175条3項等)が新株の発行について準用される(第280条ノ14)ため, 募集設立の場合と同様, 株式申込人が株式申込証に記載する「引受価額」は希望引受価額であると解されることになる(本稿3節参照)。

注(18) たとえば, 鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法〔第三版〕』有斐閣, 平成6年, 74-75(注二), 403(注二), 415頁参照。

注(19) しかし, 実際には, このようなことは少ないといわれている(たとえば, 上柳=鴻=竹内編, 前掲『新版 注釈会社法(2)』, 203, 213頁(平田伊和男), 前掲『新版 注釈会社法(7)』, 132頁(森本滋)参照。なお, 本稿注24参照。

注(20) たとえば, 大隅健一郎=大森忠夫『逐條改正会社法解説』有斐閣, 昭和26年, 71頁参照。なお, 280条ノ7では, 株式引受人の立場(株主の立場)から「発行価額」の語が用いられているが, これは厳密には「引受価額」の意味であると解する。

注(21) 上柳=鴻=竹内編『新版 注釈会社法(3)株式(1)』有斐閣, 昭和61年, 31頁(米津照子)参照。

注(22) とはいえ, 株式の割当(引受)は, 希望引受価額をもってなされることが通常であるといわれる(たとえば, 大隅=大森, 前掲書, 72頁参照)。さらに, その希望引受価額が予定発行価額と同額であることが通常であるのならば(本稿注19参照), 実際的には, 予定発行価額,

希望引受価額, 実際発行価額および実際引受価額という4つの価額は同額となるのが通常, ということになる。なお, 本稿注24参照。

注(23) 洪佐慎吾「新株の引受価額が発行予定価額を超える場合の処理方法」『新訂版 実務相談株式会社法4』商事法務研究会, 平成4年, 206-209頁参照。なお, 多数説への反対論として, 上柳=鴻=竹内編『新版 注釈会社法(8)株式会社の計算(1)』有斐閣, 昭和62年, 104頁(久保欣哉), および, 境一郎「株式の発行価額について」『私法』19号(1958年4月), 130頁参照。

注(24) 最近の事例として, チケット販売, 出版および情報サービス等の事業を展開する「びあ株式会社」が, 2002年1月, 東京証券取引所第二部に上場する際に実施した公募増資の場合がある。その際の新株の予定発行価額は1530円(そのうち資本金に組み入れない額は765円), 実際発行価額および実際引受価額は1880円であった。ここでは予定発行価額と実際発行価額との間に差額が生じている。資料は, 当該株式会社の「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(平成13年12月)と「新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分」(第1回訂正分および第2回訂正分ともに平成14年1月)である。

注(25) 西山忠範『株式会社における資本と利益』勁草書房, 昭和36年, 192頁参照。この引受差額と同様に, 資本金額には含まれないが, 払込資本金額には含まれる項目として, 株式払込剰余金を挙げる事ができる。株式払込剰余金とは, 資本金額の例外的算定方法を定める第284条ノ2第2項にしたがって, 株式の「発行価額」中資本金に組み入れられなかった価額のことをいい, これについては資本準備金としての積立が強制されている(288条ノ2第1項1号)。多数説は, この場合の「発行価額」も予定発行価額であるとする(洪佐, 前掲論文, 206-208頁参照)。したがって, 株式払込剰余金の価額は, あくまで予定発行価額<sup>よていはっこうかがくちゅう</sup>中資本金に組み入れられなかった価額であり, 予定発行価額と実際発行価額(実際引受価額)との差額である引受差額を含まない。そこでさらに多数説は, 条文中上

の直接的な根拠を示すことができないながらも、払込資本としての性格を有する引受差額は、同じく払込資本としての性格を有する株式払込剰余金に準じて、資本準備金として積み立てられるべきであるとする（鈴木＝竹内、前掲書、369頁（注三）参照。なお、この多数説への反対論として、西山、前掲書、192頁参照）。

注(26) 昭和25年改正前商法についての資料は、我妻栄編『旧法令集』有斐閣、昭和43年である。

注(27) 定款および株式申込証に記載すべき「株式ノ額面以上ノ発行」（122条2号）とは、株式の額面超過額での発行すなわちプレミアム付発行をなす旨のことでありと解されている（たとえば、大隅＝大森、前掲書、56-57頁参照）。なし「うる」というのは、昭和25年に改正されるよりも前の商法における株式の額面超過額発行は、それをなす旨が定款に記載されて初めて可能となることだからである（122条）。その旨は、定款に記載されるときに株式申込証にも記載されるというわけである（根拠条文は本文に示したとおりである）。

注(28) ここでいう当初とは、会社設立時と会社設立後とを問わず、資金の調達に際して株式の予定発行価額総額が決定される時点を意味する。以下同じ。

注(29) 資本金概念についてのこのような解釈を示すにあたっては、主に、西川一男＝丸山長渡『改正商法要義（上）』同文館、済美館、明治32年、173頁、および、岡野敬次郎『會社法』有斐閣、昭和4年、207、532頁の内容を参考にさせて頂いた。なお、このような解釈の反対論として、志田鉦太郎『日本商法論卷之二』有斐閣書房、明治33年、874-877頁参照。

注(30) たとえば、鈴木竹雄＝石井照久『改正 株式會社法解説』日本評論社、昭和25年、261頁参照。

注(31) 神戸會計學會編纂、前掲書、237-254、283-302頁、また、神戸會計學會編纂『會計學論叢第六集』寶文館、大正10年、193-203頁には、わが国における、実際に額面超過額が発生した事例についての判例が収録されている。

注(32) 上柳＝鴻＝竹内編、前掲『新版 注釈会社法(7)』、191頁（前田重行）参照。

注(33) 発起人は少なくとも1株を引き受けるべきことについての明文規定は、昭和13年改正商法において設けられたが、それまでの商法においても、発起人の株式引受が商法上予定されていたと解されることについて、上柳＝鴻＝竹内編、前掲『新版 注釈会社法(2)』、130-132頁（田中昭）参照。

注(34) 明治23年商法における目論見書（株式申込条件等の公告書）と株式申込簿（株式引受の申込書）の2つの機能を果たすのが、明治32年商法で採用された株式申込証である。詳しくは、上柳＝鴻＝竹内編、前掲書、166-170頁（前田重行）参照。

注(35) これは額面価額のことであり。

注(36) 鈴木＝石井、前掲書、259頁参照。

注(37) 鈴木＝石井、前掲書、260頁。

注(38) W.W.Cook, *The Principles of Corporation Law*, Michigan, 1925. p155.

注(39) 鈴木＝竹内、前掲書、27、41-42頁参照。なお、会社設立時には「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」（166条1項6号）を定款に定めさせることにより、そのすべての引受（人）確定が要求される。

注(40) 本稿4節参照。

注(41) その趣旨については、原田＝泰田＝郡谷「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔中〕」『商事法務』1608号（2001年10月15日）、90-91頁参照。

注(42) その他に、資本金への最低組入額という役割があった（原田＝泰田＝郡谷、前掲論文、90頁参照）。

注(43) その趣旨については、原田＝泰田＝郡谷「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔下〕」『商事法務』1609号（2001年10月25日）、7-8頁参照。

注(44) たとえば、前田庸『会社法入門〔第8版〕』有斐閣、2002年、13頁参照。

注(45) 事実、アメリカでは、資本金概念が消滅した事例がみられる（たとえば、伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』1601号（2001年7月25日）、13頁参照）。

注(46) また、法典質疑会『商法修正案参考書』、明治31年、186-187頁、および、『商法修正案理

由書』東京博文堂蔵版，明治31年，168頁参照。  
注(47) 森本滋「わが国会社法の資本制度関連改正の動向」『商事法務』1601号（2001年7月25日），9頁。

注(48) 森本，前掲論文，9頁。

#### 《参考文献》

W.W.Cook, *The Principles of Corporation Law*, Michigan, 1925.

安藤英義「二つの資本概念と株式会社本質論」『企業会計』39巻10号（1987年10月）。

伊藤靖史「アメリカにおける資本制度と債権者保護」『商事法務』1601号（2001年7月25日）。

大隅健一郎＝大森忠夫『逐條改正會社法解説』有斐閣，昭和26年。

岡野敬次郎『會社法』有斐閣，昭和4年。

『会計学大辞典〔第四版増補版〕』中央経済社，平成13年。

上柳＝鴻＝竹内編：『新版 注釈會社法(2)株式会社の設立』有斐閣，昭和60年。『新版 注釈會社法(3)株式(1)』有斐閣，昭和61年。『新版 注釈會社法(7)新株の発行』有斐閣，昭和62年。『新版 注釈會社法(8)株式会社の計算(1)』有斐閣，昭和62年。

岸田雅雄「新株式制度の企業会計への影響」『企業会計』53巻12号（平成13年12月）。

溪 淵生「プレミアムは資本なりや」『法律新聞』1520号（大正8年3月10日発行）。

神戸會計學會編纂：『會計學論叢第一集』寶文館，大正4年。『會計學論叢第五集プレミアム問題』寶文館，大正9年。『會計學論叢第六集』寶文館，大正10年。

境 一郎「株式の発行価額について」『私法』19

号（1958年4月）。

志田鉦太郎『日本商法論卷之二』有斐閣書房，明治33年。

洪佐愼吾「新株の引受価額が発行予定価額を超える場合の処理方法」『新訂版 実務相談株式会社法4』商事法務研究会，平成4年。

『商法修正案理由書』東京博文堂蔵版，明治31年。鈴木竹雄＝石井照久『改正 株式會社法解説』日本評論社，昭和25年。

鈴木竹雄＝竹内昭夫『會社法〔第三版〕』有斐閣，平成6年。

西川一男＝丸山長渡『改正商法要義（上）』同文館，濟美館，明治32年。

西山忠範『株式会社における資本と利益』勁草書房，昭和36年。

原田＝泰田＝郡谷「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔中〕」『商事法務』1608号（2001年10月15日）。

原田＝泰田＝郡谷「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔下〕」『商事法務』1609号（2001年10月25日）。

原田＝江原＝太田＝濱＝郡谷「改正商法の解説」『JICPAジャーナル』561号（2002年4月）。

法典質疑会『商法修正案参考書』，明治31年。

前田 庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説〔上〕」『商事法務』1606号（2001年9月25日）。

前田 庸『會社法入門〔第8版〕』有斐閣，2002年。

森本 滋「わが国会社法の資本制度関連改正の動向」『商事法務』1601号（2001年7月25日）。

我妻 栄編『旧法令集』有斐閣，昭和43年。